

**鳥取県告示第599号**

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成20年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
第52回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県文化観光局文化政策課  
課長補佐 本家 進  
主幹 土江 一史  
主事 飯野 秀樹
- 3 委任期間  
平成20年8月31日から同年9月4日まで